

合志市
避難行動要支援者名簿
取扱マニュアル

合志市

2021年11月 改訂

目次

1 はじめに	1
(1) 避難行動要支援者制度の概要	1
2 名簿情報の取扱い	2
(1) 市から避難支援等関係者へ提供する情報	2
(2) 避難行動要支援者名簿の提供方法.....	2
(3) 避難行動要支援者名簿の取扱いについて	3
3 取組み事例	4
(1) 避難行動要支援者制度の支援体制に係わる人々	4
(2) 平常時の取組みについて（例）	4
(3) 災害時の取組みについて	7
4 Q&A	8
(1) 名簿情報提供の手続きについて	8
(2) 避難行動要支援者への支援体制について	8
(3) 名簿情報の取扱いについて	9
5 様式集	10
〈様式1〉 避難行動要支援者名簿登録申請書兼外部提供同意書	11
〈様式2〉 合志市避難行動要支援者名簿	13
〈様式3〉 合志市避難行動要支援者登録台帳（個別計画）	14
〈様式4〉 合志市避難行動要支援者個別避難計画申請書	16
〈様式5〉 避難行動要支援者名簿受領書	17
6 参考資料 ～避難行動要支援者の特徴と必要な支援～	18

1 はじめに

過去の大規模な災害では、高齢者や障がい者などの避難に支援が必要な方が数多く犠牲となりました。そうした経験から、高齢者や障がい者などの犠牲を最小限に抑えるためには、平常時から地域ぐるみで避難支援体制を構築することが重要であることがわかりました。

そのため平成25年に災害対策基本法が改正され、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられました。この名簿は、災害時に避難行動要支援者本人の同意の有無に関係なく、警察や消防、町内会・自治会といった避難支援等関係者へ提供できるようになったほか、個人情報の外部提供に同意した方の名簿情報は、平常時から避難支援等関係者に提供できるようになりました。また、令和3年に災害対策基本法の一部改正があり、避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための個別避難計画の作成が努力義務になりました。

このマニュアルは、避難支援等関係者のうち特に自治会などの行政区、民生委員・児童委員の方を対象とし、避難行動要支援者名簿を活用した地域での避難支援体制の構築に役立てていただくことを目的として作成しました。

(1) 避難行動要支援者制度の概要

① 避難行動要支援者の定義

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち特に避難行動に係る配慮が必要な人を「避難行動要支援者」という。

② 避難行動要支援者の要件

生活の基盤が自宅にあり、次のいずれかの要件に当てはまる人
(施設入所者、長期入院者は除く)

介護保険制度要介護認定3～5の方	療育手帳A判定の方
精神障害者保健福祉手帳1級の方	身体障害者手帳1級～2級の方
65歳以上の一人暮らし又は高齢者世帯の方	
上記の要件に当てはまらないが、避難支援が必要で名簿掲載を希望する方	

③ 名簿に掲載する必須事項

氏名	生年月日	住所又は居所
性別	連絡先	避難支援を必要とする理由

④ 名簿情報の外部提供

平常時は外部提供に同意した人が掲載された名簿を、避難支援等関係者へ提供可能。
災害時は同意の有無に関係なく、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者へ提供可能。

⑤ 避難支援等関係者

消防機関	民生委員・児童委員	町内会や自治会などの行政区・自主防災組織
警察機関	社会福祉協議会	その他市長が認める者

2 名簿情報の取扱い

市では避難行動要支援者に対し、「避難行動要支援者名簿登録申請書兼外部提供同意書《様式1》」を送付し、平常時からの個人情報の外部提供に関する同意確認を行っています。同意した方の情報が掲載された名簿は避難支援等関係者へ提供し、支援活動に役立てていただきます。

(1) 市から避難支援等関係者へ提供する情報

① 避難行動要支援者名簿 《様式2》

個人情報の外部提供に対し、同意した避難行動要支援者の一覧が記載された名簿を提供します。



避難行動要支援者名簿				

なお、この名簿は避難支援等関係者に関係する地域に居住された方だけの名簿とします。

②合志市避難行動要支援者登録台帳（個別計画） 《様式3》

「福祉票」として主に民生委員・児童委員が日頃の訪問活動の中で得た情報をもとに、避難支援に必要な情報を記録しています。



③合志市避難行動要支援者個別避難計画 《様式4》

災害発生時や災害のおそれが高まったときに、お住まいの地域の避難行動要支援者へ情報を知らせ、避難誘導等を速やかで適切に行うため、本人と自治会組織等の地域支援者で、あらかじめ具体的な避難方法等を話し合っておくものです。

(2) 避難行動要支援者名簿の提供方法

名簿提供の流れ

- ◇市は名簿情報の更新を行い、新しい避難行動要支援者名簿及び、名簿に掲載された人の個別避難計画を作成します。
- ◇避難支援等関係者は、市から名簿及び個別避難計画を受領後、「避難行動要支援者名簿受領書《様式5》」を提出します。
- ◇避難支援等関係者は、旧名簿及び個別避難計画（複写したものを含む）を、市へ返却します。

※名簿情報の更新は年に1度行います。更新の際には、市から名簿管理者へ通知します。

(3) 避難行動要支援者名簿の取扱いについて

① 利用の目的

災害発生時の避難支援などに使用するほか、平常時からの個別避難計画の作成や災害に備えた避難訓練、日ごろの見守り活動などの支援活動にのみ使用出来ます。

② 利用及び提供の制限

名簿を上記利用目的以外に利用することは出来ません。また、正当な理由なく他者へ提供することは出来ません。

③ 守秘義務

名簿の提供を受けた避難支援等関係者には守秘義務が課せられます。災害対策基本法では、守秘義務違反による罰則はありませんが、名簿の紛失や、情報漏えいがあった場合、避難行動要支援者から損害賠償請求をされる可能性がありますので、十分ご注意ください。

④ 複写及び複製の禁止

市から受領した名簿は、避難行動要支援者の支援活動に利用する目的以外には複写及び複製はしないでください。複写及び複製を行う場合は必要最小限に止め、その内容を記録しておいてください。

3 取組み事例

平常時や災害時の避難行動要支援者名簿の活用方法について、下記の例を参考に取組み方法を話し合ってみてください。

なお、すでに避難行動要支援者に対する取組みを行っている区については、これまでの取組みを妨げるものではありませんので、これまで同様に支援活動を実施していただき、市からの情報を補完的に利用していただいで構いません。

(1) 避難行動要支援者の支援体制に係わる人々

◇名簿管理者…市から受領した避難行動要支援者名簿及び個別計画を管理する人
【対象：区長（自治会長）、民生委員・児童委員など】

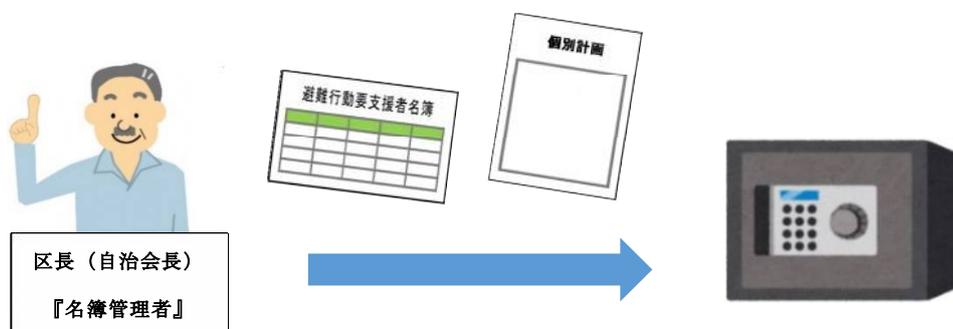
◇名簿取扱者…名簿管理者より名簿を受領し、避難行動要支援者の避難支援体制構築のため働きかけを行う人【対象：区（自治会）役員、民生委員・児童委員など】

◇避難支援者…避難行動要支援者に対し平常時の声掛けや災害時の避難支援などのため、実際に活動を行う人【対象：区（自治会）員、地域住民など】

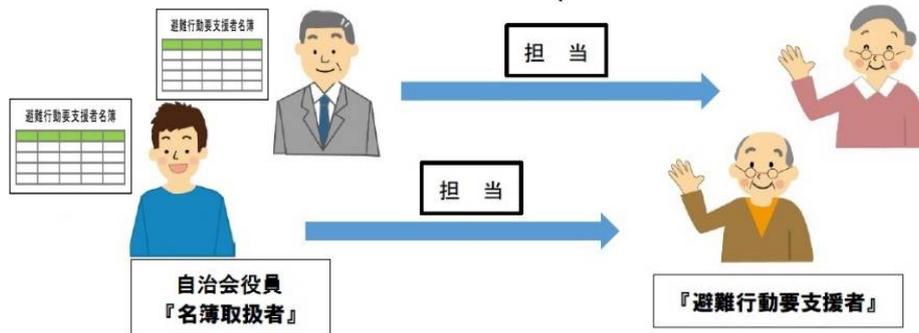
(2) 平常時の取組みについて（例）

自治会の場合

- ① 区長（自治会長）は、市から「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」を受領します。受領した名簿は、区長（自治会長）の自宅又は公民館などの鍵のかかる金庫や机、キャビネットなどに保管します。



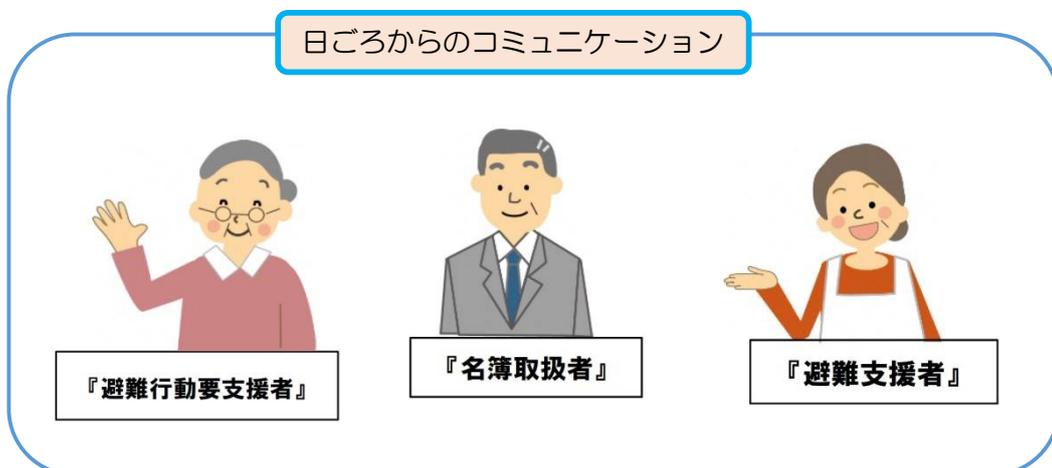
- ② 区長（自治会長）は、区（自治会）役員を「名簿取扱者」と決め、避難行動要支援者ごとに担当を決めます。区（自治会）役員の方は避難行動要支援名簿をもとに現状を確認します。



- ③ 区長（自治会長）は、区（自治会）の中から避難行動要支援者の避難支援に協力していただける方を募集し、応募していただいた方を「避難支援者」と決めて、避難行動要支援者に割り当てます。



- ④ 避難支援者や名簿取扱者は避難行動要支援者に対し声掛け等を行い、日ごろからコミュニケーションを図ります。



民生委員・児童委員の場合

- ① 避難支援のための日頃からの見守りなど、地域における取組みに活用するため、名簿の受領を希望する場合は、「避難行動要支援者名簿に関する覚書」を市に提出します。
- ② 民生委員・児童委員は、市から名簿を受領し、日頃からの見守りなどに活用します。また、受領した名簿は、自宅の鍵つきのキャビネットや金庫などに保管することとします。



- ③ 民生委員・児童委員は、区（自治会）と協力しながら、名簿をもとに避難行動要支援者のお宅に訪問し、現状確認を行い、個別避難計画を作成します。



- ④ 民生委員・児童委員と区（自治会）の避難支援者は、避難行動要支援者に対して声掛け等を行い、日ごろからコミュニケーションを図ります。また必要に応じて個別避難計画の内容を修正します。



(3) 災害時の取組みについて

大規模地震

◇揺れが収まり、自身や家族の安全が確保されたのを確認した後、避難行動要支援者名簿をもとに避難行動要支援者の安否確認を行います。

あらかじめ避難支援者を決めている場合は、個別避難計画や地区防災計画をもとに安否確認を行います。



◇避難行動要支援者の自宅が倒壊する危険性がある場合、最寄りの避難所へ避難支援者と共に避難します。

また避難所運営者に対し、避難生活に配慮が必要であることを伝えます。



◇避難行動要支援者の安否状況を、あらかじめ確認してある緊急連絡先に連絡します。

風水害

◇避難準備情報などの発令に伴い、避難行動要支援者に声掛けを行い、必要に応じて最寄りの避難所へ共に避難をします。

また、避難所運営者に対し、避難生活に配慮が必要であることを伝えます。



◇避難行動要支援者の安否状況を、あらかじめ確認してある緊急連絡先に連絡します。

4 Q&A

(1) 名簿情報提供の手続きについて

Q 区（自治会）として名簿を受領しました。名簿の受領に関してすることはありますか？

A 名簿を受領する際には、災害対策基本法上の守秘義務を厳守するとともに、「合志市地域防災計画」の趣旨を理解し、避難行動要支援者の避難支援対策及び災害時における緊急対策以外には利用しない旨を明記した受領書を提出していただきます。

(2) 避難行動要支援者への支援体制について

Q 避難行動要支援者の支援は、市がやるべき仕事なのではないですか？

A 市民の安心安全のため、市も全力で支援を行いますが、市が災害時に全ての避難行動要支援者に支援を行うことには限界があり、過去の大災害において地域の皆様による支援が最も有効であることが明らかとなっています。そのようなことから、事前に地域での避難支援に関する取組みが必要となります。

Q 災害時には、自分のことや家族のことで手いっぱいです。避難行動要支援者を支援する余裕はないと思うのですが？

A まずは、自分や家族の安全を確保して下さい。そのうえで、可能な範囲での支援をお願いします。

Q 「避難支援者」とされた人は、どんな責任を負うのですか？

A 避難行動要支援者の避難支援は法的義務を負うものではありません。可能な範囲で避難行動要支援者の支援を行っていただくようお願いします。

Q 避難支援者を決められません。

A 避難行動要支援者の方が希望する近隣住民を、区や自治会の役員などが訪問し、支援していただけるよう依頼してみてください。また、地域にいる民生委員・児童委員にも支援を依頼してみましょう。どうしても決まらない場合は、区・自治会などの組織単位での支援を検討してみてください。

(3) 名簿情報の取扱いについて

Q 名簿情報はどこに保管すればいいですか？

A 部外者が容易に持ち出したり、見ることができない場所に保管してください。原則として区公民館や名簿管理者の自宅などで、鍵のかかる金庫や机、キャビネットなど、施錠できる場所に保管してください。

Q 受領した名簿情報について紛失、漏えい等が発生してしまった場合、どのような罰則がありますか？

A 災害対策基本法には、守秘義務違反に対する罰則はありませんが、故意による名簿情報の漏えいを行った場合は損害賠償請求をされる可能性があります。名簿情報の悪用は避難行動要支援者の生活を脅かすこととなりますので、取扱いには十分ご留意願います。また、紛失や情報漏えいなどが判明した場合は、直ちに市へご連絡ください。

Q 区や自治会に未加入の避難行動要支援者の情報も提供されるのですか？

A 避難行動要支援者名簿は、区や自治会の加入の有無にかかわらず、提供されます。

Q 名簿情報及び個別避難計画を複写して、名簿取扱者に提供することはできますか？

A 名簿管理者は、名簿情報及び個別避難計画を名簿取扱者に提供することができます。ただし、名簿情報の紛失や漏えいなどを防ぐため、名簿取扱者が担当する避難行動要支援者の情報のみ複写するなど、必要最小限度の範囲としてください。

Q 市から提供された名簿情報は、支援の取組み以外の目的に利用してはならないとされていますが、こういった活動まで利用が可能でしょうか？

A 名簿情報を利用した支援の取組みとは、災害時の避難支援のほか平常時からの見守り活動、個別避難計画の作成などに利用できます。なお、宗教勧誘や訪問販売などは避難行動要支援者支援の取組みから逸脱した目的の使用に該当します。

Q 区や自治会の防災訓練や災害図上訓練に名簿情報を活用したいのですが、可能でしょうか？

A 災害時の避難支援について、平常時から訓練をしておくことは大変重要ですが、避難行動要支援者の情報が不特定多数の人に知られる可能性があります。したがって、防災訓練や災害図上訓練に名簿情報を活用する場合は、避難行動要支援者本人に、不特定多数の人に知られる可能性があることを説明し、同意を得てから使用して下さい。

5 様式集

〈様式1〉 避難行動要支援者名簿登録申請書兼外部提供同意書

〈様式2〉 合志市避難行動要支援者名簿

〈様式3〉 合志市避難行動要支援者登録台帳（個別計画）

〈様式4〉 合志市避難行動要支援者個別避難計画申請書

〈様式5〉 避難行動要支援者名簿受領書

令和3年度合志市避難行動要支援者名簿登録申請書兼外部提供同意書

必須記入欄		記入日： 令和 年 月 日	
本人	氏名	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	住所 合志市	電話番号	— —
代筆者氏名	本人との関係	電話番号	— —

合志市長 宛

私は、裏面記載の事項を理解したうえで、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者の方々などを事前に把握するための「合志市避難行動要支援者名簿」に

※どちらかの□に✓をつけてください

今年に登録しません(※この登録調査は毎年実施します)

※ご自身で避難が可能な方は、こちらにチェックをつけてください。

※長期入院や施設入所の方は、こちらにチェックをつけてください。

登録します (個別避難計画作成のため、以下もご記入ください)

状況	自力避難が困難な理由 あてはまるものにチェックをつけてください。 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳【 <input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 】を所持 <input type="checkbox"/> 療育手帳Aを所持 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1級を所持 <input type="checkbox"/> 介護保険の認定区分が、要介護【 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 】 <input type="checkbox"/> 65歳以上のひとり暮らし(もしくは高齢者のみの世帯)で災害時等に自力での避難に支障がある <input type="checkbox"/> その他()		自身の状況 あてはまるものにチェックをつけてください。 <input type="checkbox"/> <u>自力で動けない</u> (例) 車いすなどのため、避難に介助が必要 <input type="checkbox"/> <u>歩行に不安がある</u> (例) 足腰が弱い等の理由で避難所まで同行が必要 <input type="checkbox"/> <u>災害等の情報入手が困難である</u> (例) 視覚・聴覚等が理由で、災害情報の入手が困難である	
	緊急連絡先	氏名	本人との関係	住所
避難支援者	避難を手伝ってくれる人が <input type="checkbox"/> いる  氏名: _____ 住所: _____ 本人との関係 (<input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 近隣の友人・知人) <input type="checkbox"/> いない (<input type="checkbox"/> その他())			
行政区	<input type="checkbox"/> 加入している (行政区名: _____ 区) <input type="checkbox"/> 加入していない			

(裏面も必ずお読みください)

【同意事項】

1. 私は、災害時における避難支援や安否の確認等のため、市が作成した「避難行動要支援者名簿」に掲載される個人情報及び本書に記載された個人情報や避難支援等関係者（区（自治会）・自主防災組織、消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会など）や合志市の関係部局に事前に提供することに同意します。
2. 私は、命にかかわるような安否確認などの必要がある場合に避難支援等関係者が居住内に立ち入ることを承諾し、その際、やむを得ずその住居や所有物などの一部を破損しても、修繕、損害賠償などについて一切請求しません。
3. 私は、避難行動要支援者制度に基づく避難支援の実施については、避難支援等関係者自身やその家族の安全が前提であり、この同意によって、災害時の避難支援が必ずなされることが保証されるものではなく、避難支援等関係者が法的な責任や義務を負うものではないことを理解しています。

※ 同意の意思について、変更の申し出がない限り登録を継続します。

※ この名簿を利用して日常の見守りや声かけ活動など、災害時の体制づくりや皆さんの個別避難計画を作成するため、避難支援等関係者が自宅を訪問する場合があります。その際には、快くご協力をお願いします。

※ 個別避難計画とは、ご自身の避難支援等について、誰が（避難支援者等）どこへ（避難場所等）、どのように（避難経路や方法等）をあらかじめ話し合い決めておくことです。

《様式3》

合志市避難行動要支援者登録台帳（個別計画）

行政区			(組名または班名) ()	世帯状況	
ふりがな				生年月日	
氏名			()		
住所				電話	
				FAX	
				携帯	
				メール	
要支援の状況	高齢世帯、独居高齢、介護認定、身体障害、知的障害、難病、その他 ()				
医療保険		障害 手帳区分		障害種別	
介護認定区分			障害状況		権利擁護 有・無
その他	生活保護・ひとり親家庭・障害年金		住居状況	自家・借家・間借・アパート・その他	
福祉サービス					
緊急時の家族等の連絡先					
①	氏名	(続柄)		電話番号	
				FAX	
	住所			携帯番号	
				メール	
②	氏名	()		電話番号	
				FAX	
	住所			携帯番号	
				メール	
家族構成等		家屋構造	平屋・2階建・その他 ()		
氏名	続柄	建築時期		構造	木造・その他
		耐震診断	実施・未実施	家具の固定	あり・なし
		見取り図 (普段いる部屋、 寝室の位置等)	普段いる部屋：居間		
			4 ^北		

台帳作成日：

特記事項（寝たきり、認知症等）		避難優先度	
緊急通報システム		あり（警備会社の名前） なし	
担 当 民生委員		電話番号	
		携帯番号	
避難支援者			
①	氏名	(関係)	電話番号 F A X
	住所		携帯番号 メール
②	氏名	(関係)	電話番号 F A X
	住所		携帯番号 メール
③	氏名	(関係)	電話番号 F A X
	住所		携帯番号 メール
サロン			
①	名称	場所	
②	名称	場所	
避難時に携行する医薬品名等 ()			
かかりつけ医療機関 ()			
既往症 ()			
血液型 ()			
避難時の支援内容（障害の内容に応じた具体的方法：車椅子移動等）			
要支援の状況（障害の内容による具体的な方法：文字伝達等の具体的対応）			
避難場所（配慮が必要な具体的な内容：福祉避難所等）			
備 考			

合志市 避難行動要支援者 個別避難計画 申請書

私は、合志市避難行動要支援者避難支援計画の趣旨に基づき、作成しました下記個人情報につきまして、災害時等における避難支援のため市、行政区、民生委員児童委員、自主防災組織、消防団等避難支援関係機関に情報を提供することを承諾します。

(同意・署名) 令和 年 月 日 氏名

作成年月日	令和 年 月 日	作成者				
避難行動要支援者	氏名		性別	男・女	電話番号	
	住所	合志市	生年月日	T・S・H・R 年 月 日		
	同居家族	人	世帯構成	氏名	続柄	氏名
	要支援者の状況	高齢世帯 独居高齢 介護認定 身体障害 知的障害 精神手帳 難病 その他 ()				
行政区				緊急通報装置	有・無	
緊急連絡先	氏名	続柄	住所		電話番号	
避難支援者	氏名	要支援者との関係	住所		電話番号	
かかりつけ医				電話番号		
支援の時に配慮する事項	<hr/> <hr/>					
特記事項	【避難場所】					
	【留意事項】					
<hr/> <hr/> <hr/>						

(あて先) 合志市長

避難行動要支援者名簿受領書

避難行動要支援者名簿を受領しました。

受領した名簿の情報については、災害対策基本法上の守秘義務を厳守するとともに、「合志市地域防災計画」の趣旨を理解し、避難行動要支援者の避難支援対策及び災害時における緊急対策以外には利用しません。

令和 年 月 日

行政区 _____

名簿受領者 氏 名 _____

6 参考資料～避難行動要支援者の特徴と必要な支援～

区 分	避難行動時の特徴	必要とされる支援
一人暮らし高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態の察知が遅れる場合があるが、自力で行動できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速に情報を伝達し、避難を誘導する。
寝たきり高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で行動することが困難 ・自分の状況を伝えることが困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難する場合は、車いす等移動用具と援助者が必要である。 ・医療・介護関係者との連絡体制が必要である。
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で判断し、行動することができない。 ・自分の状況を伝えることが困難である ・環境の変化による不安感等から、行動障害が現れる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り・声かけによる避難誘導が必要である。 ・医療・介護関係者や家族等との連絡体制が必要である。 ・一人である時に危険が迫った場合は、緊急に保護が必要である。 ・できるだけ、認知症高齢者の特性を理解した者が対応することが必要である。
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。 ・災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの広報、その他生活に関する情報などが来た時は必ず知らせる。(災害時の情報については、音声による伝達及び状況説明が必要) ・安否確認、避難所への歩行支援を誰が行うのか取り決めておく。 (避難誘導してくれる人が必要) ・避難所内の案内。(トイレ、電話などの場所の確認など)
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報が伝わらない。 (視覚外の異変・危険の察知が困難であり、音声による避難誘導の認識ができない。 ・緊急時でも言葉で人に知らせることができない。 ・外見からは障害のあることがわからない 	<ul style="list-style-type: none"> ・正面から口を大きく動かして話す。 ・文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振りなど目に見える方法で情報を伝える。(視覚による認識手段が必要) ・避難所では、情報から取り残されないよう、掲示板などで呼びかける。また、ファクシミリの設置や常時筆記用具を確保する。

区 分	避難行動時の特徴	必要とされる支援
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の身体の安全を守ることが困難である。 ・自分で避難することが、困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家具の転倒防止など住まいの安全を確認する。 ・地域での移動支援体制づくり。(車いす、ストレッチャー等の移動用具と援助者が必要) ・車いす用のトイレの確保。
区 分	避難行動時の特徴	必要とされる支援
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ・外見からは、障害があることが分からない。 ・心臓、腎臓、呼吸器などに機能障害があり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 ・常時医療器材(人工呼吸器、酸素ボンベなど)を必要とする人がいる。 ・医薬品を携帯する必要がある。 ・人工肛門造設者等は、ストマ用装具を携帯する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連携体制、移送手段の確保。(医療機関の支援) ・移動にあたっては、車いす、ストレッチャー等の移動用具や援助者が必要。 ・避難所ではケアのできるスペースを確保。 ・食事制限の必要な人の確認も必要 ・薬やケア用品の確保が必要。 ・人工肛門造設者等は、ストマ用装具や障がい者用トイレの確保が必要。

※上記は一般的な特徴を示したものであり、介護度の状況や家族の状況などによって必要とされる支援も異なる。

【お問い合わせ先】

合志市健康福祉部福祉課

〒861-1195 熊本県合志市竹迫 2140 番地

Tel : 096-248-1144 (直通)